

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 2 号

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年寒川町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、消防本部(消防署を含む。)」を削る。

(寒川町職員定数条例の一部改正)

第2条 寒川町職員定数条例(昭和28年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、農業委員会及び消防機関」を「及び農業委員会」に改める。

第3条第1項の表7の項を削り、同条第2項中「次に掲げるもの」を「退職者等であって長期にわたり職務に従事しないもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。